

電力・ガス取引監視等委員会  
制度設計専門会合（第54回）  
ご説明資料

# 発電側基本料金の 見直しについて

日本地熱協会

2021年1月25日

# 「課金方法のあり方」「割引制度」について

## 課金方法のあり方

- 「kW課金とkWh課金の比率を1 : 1」とする見直し案が示された
- 当初案：「kW課金」に比して、地熱発電にとっての負担は重くなるものの、電源横断的かつ運用面の見地に立てば、一定の合理性がある考え方

## 割引制度

- 「kW課金部分を対象」に「割引制度を拡充する」方向での見直し案が示された
- 但し、各地熱発電所（あるいは開発中の各地熱開発プロジェクト）が、どの程度の割引を享受できるか／できないかは、現時点では具体的に判別できない
- また、従前より「需要地近郊など、送配電設備の追加増強コストが小さい地域の電源」について割引を行う、という原則論も示されているところ。これに照らすと、需要地から遠い山間地に建設されることが通例である地熱発電所は、割引を享受できない可能性が高い

- 発電側基本料金制度を構成する「個別の要素」において、**地熱開発の負担増**となるものがあるとしても、「**制度全体**」において「**地熱開発の促進を妨げない**」設計になるのであれば、業界として前向きな検討も可能であり、残る制度の見直しにつき引き続き注視して参りたい

※制度の全体像が明らかではない現時点においては、個別の賛否表明は差し控えます

# 発電側基本料金についての要望

※今般見直し案が示された「課金方法」「割引」以外の制度構成要素に関する要望

※前回ヒアリング時（2020/12/15）の提出資料からの抜粋・再掲

## ● 小売電気事業者における託送負担減額分の発電事業者への充当徹底を

- 小売買取の場合には、確実な充当が行われるよう「転嫁ガイドライン」の徹底を（従来案通り）
- 送配電買取の場合にも、小売の負担減額分を発電側に確実に充当する仕組みの整備を

## ● 既設発電所及び既認定案件は課金対象外に

- 事業者と金融機関で擦り合わせた事業収支が悪化するような遡及的課金となされる場合、当該案件について問題が発生するのみならず、今後の新規案件へのファイナンスもつきにくくなる

## ● 新規の認定案件（FIT/FIP）は、当該制度における調整を

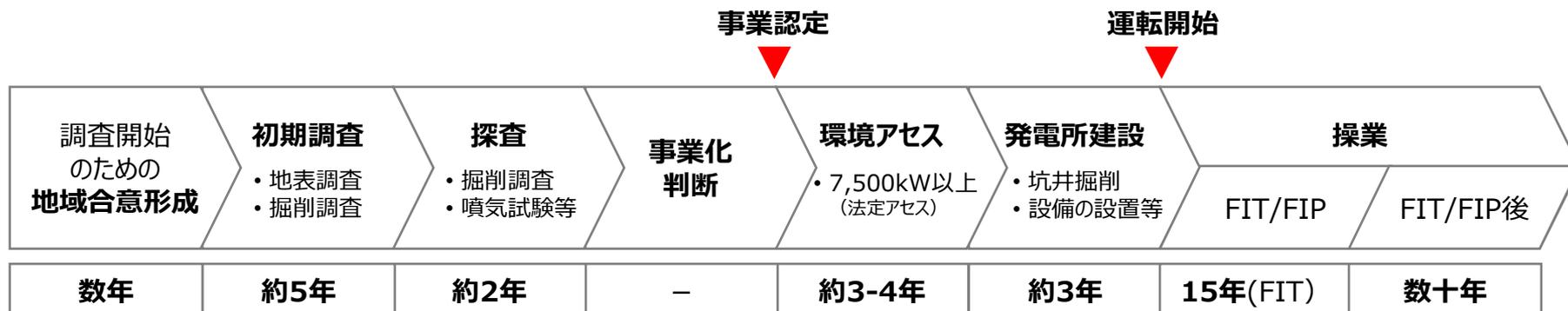
- 新たに制度化された事業者負担コストとして、調達価格算定において考慮

### 今後の見直し案提示においては、数値例も交えたご説明をお願いいたします

- 事業者各社が、自ら、その定量的インパクトを誤解なく把握できるように
- 例えば、「kW課金：kWh課金 = 1：1」「小売買取の場合の転嫁水準」「割引（割増）のインパクト」などについても、地熱発電のケースでの数値例を交えて解説していただくと正しい理解が進むと拝察します

# 参考) 地熱開発の実情に照らして

2020/12/15提出資料より再掲



- 地熱開発は、**優に10年以上**の期間を要する
- 即ち、**FIT創設（2012年）直後に開発着手しても、未だ認定取得に至らないケースも珍しくない**。さらには、新規掘削を伴う案件<sup>注</sup>は、助成金活用後でも**数億～数十億円の先行投資**を負いながら開発を続けている  
注) MWクラスの開発であれば、ほぼ全て新規掘削を伴う
- このような開発環境下において、仮に、事業収支が悪化するような制度変更が行われる場合、**開発難度が一層高まった地熱事業から撤退する事業者が相次ぐ**可能性がある

**地熱のように、開発スパンが長く、多額の先行投資を伴う電源については特に、開発の継続性や新規開発の意欲を損なわない制度設計を希望します**